

東南アジア学会第 97 回研究大会

広島大学東千田未来創生センター

2017 年 6 月 4 日（日）パネル発表要旨集

9:00 受付開始 [1 階ロビー]

9:30-12:00 パネル発表（1） [3 階 M304 室]

ムスリム系移民・難民と東南アジアの民族間関係

——ミャンマー・マレーシア・バングラデシュの事例から

司会・趣旨説明：山本博之（京都大学）

報告 1 ミャンマー社会と多宗教・多民族共生の難しさ：ムスリムの事例から

斎藤紋子（上智大学）

報告 2 ムスリム系移民・難民が揺るがしうるマレーシアの民族間関係

篠崎香織（北九州市立大学）

報告 3 「2016 年 10 月 9 日事件」と「ロヒンギャ」：バングラデシュからの
見方

高田峰夫（広島修道大学）

討論 1：根本敬（上智大学）

討論 2：石井由香（静岡県立大学）

12:00-13:00 昼食休憩

昼食会場 [1 階アクティブゾーン BIBLA SENDA]

（注：参加者の館内での昼食場所はここだけに限られております）

13:00-15:30 パネル発表 (2)

[3階 M304室]

民主化のなかのミャンマー農山村

司会：根本敬（上智大学）

趣旨説明：松田正彦（立命館大学）

報告1 都市労働需要の拡大下におけるヤンゴン近郊農村の農外就労—タン
ダピン郡区—村落の事例—

水野敦子（九州大学）

報告2 バゴー山地カレン村落と焼畑土地利用の変容—15年間のモニタリン
グ調査から—

竹田晋也（京都大学）

報告3 シャン州北東部国境地域の少数民族山村の現状—ビルマ化と中国の
狭間で—

吉田実（国際農林業協働協会）

討論者：高橋昭雄（東京大学）

15:45 閉会の辞

飯島明子（学会会長・東洋文庫研究員）

〈パネル発表 (1) 〉

ムスリム系移民・難民と東南アジアの民族間関係

——ミャンマー・マレーシア・バングラデシュの事例から

趣旨説明

山本博之 (京都大学)

東南アジアでは、多民族的な構成をもつ住民を抱えて国民国家が形成され、国民的な統合や民族間の関係が課題の一つとなってきた。それらの多くの国では、独立から数十年を経て、民族間関係が国ごとに構築され、その秩序が国民によって一定程度受け入れられてきている。これに対し、域内・域外からの移民・難民の増加は、移民・難民をどこにどのように受け入れるかという実務上の対応と合わせて、各国に既存の民族間関係の見直しを迫る可能性も持っている。さらに、受け入れ国が送り出し国を批判することにより、内政不干渉を原則としてきた ASEAN の地域秩序にも変容を迫る可能性を持っている。

本パネルでは、近年「ロヒンギャ問題」として顕在化しているミャンマー・バングラデシュ国境地域からのムスリム系移民・難民の事例から、ミャンマー、マレーシア、バングラデシュの3か国を取り上げ、東南アジアの民族間関係のあり方について考えたい。

ミャンマーは「ロヒンギャ」を自称するムスリム系移民・難民の「送り出し国」である。ただし、ミャンマー政府はこれらのムスリム系移民・難民がミャンマー国民であることを認めていない。「ロヒンギャ」の人々は自分たちがミャンマーの土着住民であると主張しているが、ミャンマー政府は彼らをひとくりに英領時代あるいはそれ以降の移民としているためである。さらに最近の反ムスリム運動によって、「ロヒンギャ」のみならずムスリムのミャンマー国民は国籍を剥奪されるのではないかという危惧を抱えている。「ロヒンギャ問題」の国際化はミャンマーの民族間関係にどのような影響を及ぼしうるのか。

マレーシアはロヒンギャの受け入れ国の一つである。マレーシアでは、移民・難民がマレーシアにおいて相当程度の独自のネットワークを持っており、また、政府・市民社会がロヒンギャへの対応を余儀なくされる程度に移民・難民問題が社会的に可視化され認知されている。国内の多数派がマレー人ムスリムであり、主に英領時代の移民である中国系やインド系を国民として受け入れてきたマレーシアが作り上げてきた民族間関係は、ロヒンギャの受け入れに有効に働くのか、それともロヒンギャをはじめとするムスリム系移民・難民はマレーシアの民族間関係を作り変えるように働くのか。

バングラデシュでは、ムスリム系移民・難民が「ロヒンギャ」として国際的な関心を集めたことによって国内の民族間の緊張が高まった。バングラデシュはミャンマーと国境を接し、歴史的にムスリム系住民の国境を越えた移動が見られるが、近年ムスリム系移民・難民が「ロヒンギャ問題」という形で国際化したことを一つの背景として、国境地域で軍事衝突が起こるに至っている。

これら3つの報告ならびにミャンマー／ビルマ研究および移民研究の立場からのコメントを受けて、フロアを交えた議論を通じて、東南アジアの民族間関係について、その今後のあり方も含めて考えてみたい。

ミャンマー社会と多宗教・多民族共生の難しさ

——ムスリムの事例から

齋藤紋子（上智大学）

ミャンマーは2011年3月末に民政移管し、長期にわたった軍政から急激に変化を遂げている。こうした変化の一方で、これまで軍政による様々な形の統制により表面化しなかった問題が顕在化するようになってきているが、その一つが本パネルで取り上げる「ロヒンギャ」問題である。ミャンマーは「ロヒンギャ」を自称するムスリム系移民・難民の「送り出し国」であるが、現在の移民・難民の流出をもたらしているミャンマー社会における多宗教・多民族共生の難しさについて、国内のムスリムコミュニティの事例から考える。

現在の「ロヒンギャ」問題注目のきっかけは、2012年5月末（報道は6月初め）、ヤカイン州での女性暴行殺人事件のあと、ヤカインの人々（仏教徒）とロヒンギャ／ベンガル人（ムスリム、なお、ミャンマー政府はロヒンギャの名称を認めず、ベンガル人としている）の間で大規模暴動が発生したことである。民族対立、不法移民問題とも言われたが、翌年にはヤカイン州以外の複数の町で、些細なもめごとから反ムスリム暴動に発展し、その後も小競り合い、小規模な暴動は散発的に発生している。また、一部仏教僧侶、在家信徒を中心に、反ムスリム運動（民族宗教保護運動）も展開されている。

ミャンマーにおけるムスリム人口は全人口の4.3%（うち約半数がロヒンギャと推計）に過ぎない。民主化により、宗教による相違を乗り越え「国民」の一員としてミャンマー社会に暮らせると考えていたムスリムだが、現状では、軍政時代からの暮らしにくさは継続している。例えば、身分証明書の「民族」「宗教」欄記載の問題や、臨時身分証明書の代わりに発行されるようになったNVCカードが国内のムスリム全体に発行され国籍剥奪につながるのではという心配などがある。さらに、暴動や衝突に至らずとも、僧侶の説法会でのヘイトスピーチ等、さまざまな反ムスリム運動で以前より緊張感が高まっている。ただし、仏教徒が全員反ムスリムということではなく、多宗教間での相互理解を深める活動などに協力的な僧侶、市民も存在する。今後は、共存に向けて、国民の間でも議論が必要ではないかと考える。

ムスリム系移民・難民が揺るがしうるマレーシアの民族間関係

篠崎香織（北九州市立大学）

マレーシア（マラヤ連邦）は建国期に、外部からの入境を厳しく制限して社会の境界線を明確化したうえで、境界線内部にいる人たちの中で新たな国家の担い手となる意志を示した人たちを国民とした。そのような意思表示を行った人たちは、マレー人、華人、インド人という集団性に括られ、民族として位置付けられた。これら民族は、意思決定の場に代表者を送る枠組として、また相互扶助の枠組として位置づけられた。

これら3民族は、完全に同じ資格を持つわけではない。マレーシアでは土着の民族が、資源の公的な分配において一定の割り当てを留保される特別な地位にあると規定されてきた。マレー人の中にはマレーシア外の地域に出自がある人も多いが、華人とインド人を外国系の民族として位置付けることにより、マレー人の土着性が成立してきた。このことに対して外国系とされる人たちは必ずしも納得していない一方で、外国系とされる人たちの国民としての身分は保証されてきた。

マレーシア建国後も、インドネシアやフィリピンなど周辺諸国からマレーシアへの越境者の流入は続き、1970年代にはベトナムから大量の越境者が押し寄せた。これらの流入者に対してマレーシアは、越境者の出自国政府に対応を要請してきた。マレーシア政府も越境者の出自国政府も、越境者が出自国の国民であるとの相互の了解のもと、対応を取ってきた。これに対して、ミャンマー・バングラデシュ国境付近からマレーシアに流入しているムスリム系越境者は、状況が異なる。これら越境者の中にはロヒンギャ人を自称する人たちがおり、ロヒンギャ人はどの政府からも自国民だと扱われておらず、対応を求めうる管轄者がいない状況となっている。

2015年5月にロヒンギャ人などを載せた船舶が洋上を漂う事件が起こった時、マレーシアは国際社会が主体となって1年以内に対応することを条件に、漂流者を受け入れた。それから1年を経たマレーシアでは、ロヒンギャ人を締め出すような側面よりも、人道的な立場からマレーシア社会でロヒンギャ人の問題に対応を図る側面が顕著となってきている。マレーシア政府はロヒンギャ人の出自国をミャンマーととらえ、ミャンマー政府に強く対応を迫るとともに、ロヒンギャ人がマレーシアに合法的に滞在できるよう国内の制度の調整を図っている。NGOや企業の慈善事業は、マレーシア人の恵まれない子供やシリア難民などとともに、ロヒンギャ人を支援対象者としつつある。

ロヒンギャ人を支援する動きは現在のところ、ムスリムであるマレー人のみならず、非ムスリムの間にも広く見られる。しかし出自国が対応を拒否し続ける場合、ロヒンギャ人をマレーシア社会にどう位置付けていくのかが大きな問題になることが予想される。ムスリムという関係性にに基づきマレー人という枠で相互扶助を請け負う場合、ロヒンギャ人は土着の民族という位置づけを付与されることになるのか。そうした対応を、建国から半世紀以上経つにもかかわらず、いまだに外国系として扱われる人たちは受け入れうるのか。それともムスリムでも外国系として括られる新たな民族が設定されるのだろうか。今日のマレーシア社会は、これまでに築いてきた周辺諸国との国際関係や民族間関係の枠組みでは、対応できない課題を抱えつつあると言える。

「2016年10月9日事件」と「ロヒンギャ」

——バングラデシュからの見方

高田峰夫（広島修道大学）

2016年10月9日、ミャンマー、ラカイン州のバングラデシュ国境沿いに配置された警備ポスト複数、ほぼ同時並行的に「ロヒンギャ」と見られる武装組織の襲撃を受けた。この襲撃事件をきっかけにミャンマー軍がラカイン州北西部、マウンドー周辺の村々に対して武装勢力の掃討作戦を開始し、現地では激しい混乱が生じた。混乱を避けるため多数の人々がバングラデシュ側に越境する事態が発生し、その数は7～8万人に達すると言われる。本発表では、主にバングラデシュ側の資料に依拠しつつ、この事件の発生から展開を詳細に検証してみたい。具体的には、事件に関係する複数のタイム・ラインを併置しつつ、それぞれの中から立ち現れる異なる事件像を確認する。また、同事件との関連から、バングラデシュ側における「ロヒンギャ」、「ロヒンギャ問題」の捉え方も検討してみたい。

タイム・ラインとして、①一般に広く知られる「事件」の筋、その結果としての暴虐なミャンマー軍と可哀想な「ロヒンギャ」の人々、それに対して手をこまねているアウンサン・スーチー主導のミャンマー政府、という姿がある。しかし、②可能な限り細かく事件発生からの出来事を並べて見ることで、それとは異なる姿が浮かび上がる（一方で大規模な武装攻撃とミャンマー軍による反撃、という半ば戦争状態の発生。他方で、「ロヒンギャ」の人々も可能な範囲内で選択的な行動を行使）。さらに、③外部にはほとんど知られないバングラデシュ国内の事件報道を並べてみることで、それらと「ロヒンギャ」側の武装組織関連の情報を組み合わせることにより、イスラーム世界のグローバル・ネットワークがこの問題に複雑に絡み合っている姿が浮かび上がる。これとは別に、④バングラデシュ国内の最近の社会情勢がバングラデシュ（政府・国民）の側に影を落とし、さらには、同国の国内事情（特に観光開発の思惑）が絡み、今回の事件に対する同国の微妙な対応を作り出していることも確認できる。

他方、そもそもバングラデシュにとって「ロヒンギャ」「ロヒンギャ問題」とはどのような意味を持つのかを考えてみる。「ロヒンギャ」側はラカイン州における政治的思惑から「ロヒンギャ」アイデンティティの独自性を強調してきた（J. Leider）。その結果、バングラデシュ（政府、国民）にとって、「ロヒンギャ問題」は、「ロヒンギャ」の問題であるがゆえに、「外の」問題と位置づけられるようになった。また実態としても同問題は、限られた「地域問題」でしかない。それゆえ、今回の「事件」も含め一連の「ロヒンギャ」流入は、外部のメディアや人権団体が考える「難民」問題としてよりは、むしろ、バングラデシュ国内事情との関連から、関心を払われている可能性が高い。結果的に、外部で喧伝されるほど同国における「ロヒンギャ問題」の位置づけは重大ではなく、それが今回の事件に対する同国の曖昧な（ある意味で微温的な）姿勢の背後にあるのではないかと。

<パネル発表 (2) >

民主化のなかのミャンマー農山村

趣旨説明

松田正彦 (立命館大学)

ミャンマーでは2011年にテインセイン政権が発足して以降、政治体制の民主化や経済制度の自由化が急激に進展しており、現アウンサンスーチー政権も国民の大きな期待を受けながら改革をさらに進めようとしている。

農山村の人びとも変化のただなかにある。軍政期に顕著であったコメ増産へ向けた政策圧力は弱まり、作物選択における農家の自由度は高まった。新しい農地法では農民の権利が強化され、政府系銀行による農業ローンの融資額も大きく増えた。海外資本で開業された工場は賃金労働の機会を提供し、村内労働の賃金上昇が農業の機械化を後押ししている。国際援助団体による農村開発事業は国内の隅々で実施され、ローカル NGO の活躍も目立つ。農村部でもインターネットへ自由にアクセスできるようになり、スマホは一気に普及した。これらの変化は、テインセイン政権後の内政的な転換と国際的な環境変化、つまり抑圧されてきた市民的自由の拡大や欧米諸国の制裁解除につづく投資・援助増大と密接につながっている。

しかし、長らく変化に乏しかったミャンマー農村であるだけに近年の急速な変容に目を奪われそうになるが、改革がもたらした新規性だけでなく、「民主化以前」との連続性も見定めておく必要があるだろう。軍政期に低迷していた国際開発援助の再開についていえば、民主化以前(2008年)に起きた巨大サイクロン災害に端を発している。かつて強圧的に施行された農業政策も、農民たちは常に正面から受け止めていたわけではないし、違法であった農地売買は周知の事実であった。農村の実態としては政策の大転換もそれほど劇的なものではなかったのかもしれない。また、当然のことながら、民主化の影響を一様には語れない。山地部の少数民族領域では中央政府の政策浸透度における濃淡がはっきりしている。そもそも政府と距離をおいてきた人びとにとっての「民主化」は、まったく異なる文脈で受け止められ、違った影響を及ぼしているだろう。

民主化は国民の大部分を占める農村部住民の政治参加を可能にしたため政府や与党にとって彼らは無視できない存在となった。小農世界の民主政治は今後どのような変化を農村にもたらすのだろうか。このパネルでは、ミャンマー農山村の生活や生業にみられる「民主化」「自由化」の様態と今後の見通しについて、フィールドで得た知見に依りつつ議論したい。

都市労働需要の拡大下におけるヤンゴン近郊農村の農外就労

—タンダピン郡区一村落の事例—

水野敦子（九州大学）

軍政下のミャンマーでは都市労働市場の拡大が緩慢で、農村から都市へ向かう労働力移動は比較的低調であった一方、農村から周辺諸国への移動が拡大していたことが、これまでの研究で指摘されてきた。しかし、民政移管以降の世界経済への再統合の進展に伴い、都市化と工業化が加速化し、都市労働市場は拡大している。センサスによれば、農村人口は1983年の75%から2014年70%へと5ポイントの減少に過ぎない。しかし、農村就業人口に占める農林水産業就労人口は同80%から69%に減少しており、農村における非農業への就労が拡大している。国内州・地域区の移動について見れば、ヤンゴン地域区が最大の移動先であり、その人口は397万人から736万人に1.9倍増した。ただし、都市（農村）人口比率は、1983年の68.2%（31.8%）から70.1%（29.9%）への僅かな変化に過ぎず、ヤンゴン地域区農村では都市とほぼ同じ高い水準で人口が増加したことが分る。

センサスレポート **Thematic Report on Migration and Urbanization** は、都市人口率と流入人口率の正の相関関係を示したうえで、ヤンゴン北部は低い都市人口率に対して流入人口が高い特異な地域であると指摘する。続けて、その理由として、同地域は農村地域でありながらも流入者の多くが製造業で雇用されており、都市に近い就業構造、産業構造に与えることを挙げる。しかし、ヤンゴン地域内農村の農林水産業就業比率は41.5%に上っており、都市に類似した構造への転換は近郊農村の変化の一部と見るべきであろう。本報告は、こうした認識を踏まえて、近年、ミャンマー国内の都市労働需要が拡大するなかで、都市近郊農村の農外就労が如何に拡大しているのかについて、ヤンゴン北部タンダピン郡区の一農村を事例に考察するものである。

タンダピン郡区の農村人口比率は94%に上りヤンゴン地域区内で最も高い。調査は同郡区中部のL村で2016年8月に実施した。L村はフライン川に面しておりタンダピン市から2km程度上流に位置する。調査時点では陸路が未整備であったため、移動には小舟で凡そ15分を要した。なお、同市からは20km程の距離に工業団地が位置する。世帯数は257世帯（217世帯で質問票調査実施）、米作を主とする農業に携わる世帯は74世帯（農地所有世帯34世帯）で、近年、農業機械化が進んでいる。就労者の凡そ2割が都市部の工場などで働く。しかし、約3割を占めるその他の農外就労者の大半は村内の低賃金雑業に就いている。また、半数近い世帯が漁業を行っているが、近年始めた世帯が多くその所得は低い。L村の事例から、近郊農村における農外就労の拡大には、都市労働市場での雇用拡大のみならず、農外就労に移ってなお滞留する低所得者層が含まれていることが窺われるのである。

バゴー山地カレン村落と焼畑土地利用の変容：

15年間のモニタリング調査から

竹田晋也（京都大学）

バゴー山地では英領時代より「カレン領域」が設定され、ごく最近まで政府からの規制をほとんど受けない焼畑が営まれてきた。このカレン領域における焼畑の現状を把握するために、2002年よりS村で焼畑土地利用をモニタリングしている。S村の各世帯は毎年1-2筆の焼畑を開いて自給用陸稲に加えて換金用のゴマ、トウガラシ、ワタなどを栽培している。平均休閑期間は12年前後である。

2004年度から5年間の予定で始められた「バゴー山地緑化計画」によって、S村では村境の北辺を通る自動車道路沿いへの集落強制移転が始まった。移転が本格化した2006年には焼畑のほとんどが村域の北半分に分布し、焼畑筆数、面積ともに減少した。各世帯は、焼畑縮小による影響を木炭や竹などの林産物販売や2005年から始まった近隣での民間チーク造林地での作業や道路補修などの限られた賃労働収入で補っている。

2009年3月からタイワ(*Bambusa tulda*)の一斉開花がはじまり、2009年秋の収穫と2010年の播種ならびに収穫の際にネズミ食害により陸稲生産は大きな被害を受けた。ここでも造林や道路補修などの賃労働収入で生計が補われている。2010年には村の北西部が民間チーク造林地となり、2011年には自動車道路沿いで電話が開通した。

また同村では2010年ごろから小規模ながらも谷地田造成による水田水稲作がはじまった。谷地田周囲の斜面にはバナナ、マンゴーなどの果樹とともにチークやピンカドー (*Xylia xylocarpa*) が植えられ、現地では「水田アグロフォレストリー」と呼ばれている。2012年3月に成立した農地法では、水田と常畑を対象に土地利用証明書の発行を通じた小農土地保有の合法化が想定されているが、焼畑はその対象外である。S村にも、最近の土地政策変化の情報が断片的に伝わりつつあり、各世帯は将来の土地所有権確保を期待して「水田アグロフォレストリー」をすすめていた。

さらに2014年からは住民林業 (community forestry) が導入され、いまではほとんどの世帯が住民林業の登録を望んでいる。5世帯以上で構成されるユーザーグループが、住民林業の登録手続きをすれば、30年間の森林利用が認められる。S村では親族間で5世帯のユーザーグループを作って住民林業登録を申請するので、実質的には個別世帯の林地となる。

S村の底地は国有指定林である。しかし地上部にカレン領域が設定されている。その中で最近になって住民林業が認められた。こうした重層性は外部からの土地収奪に対して抵抗性がある。指定林・カレン領域・住民林業という3層の構造が、外部からの土地収奪を抑制し、内部での重層的な利用保有関係を追認維持する「あいまいさ」を確保しながら調整する仕組みとなっている。

19世紀末のカレン領域制定から焼畑耕作が続くS村では、自給用陸稲生産という基本的な性格は変わらないが、道路通信事情が改善されて市場経済との接合が少しずつ進行する中で、新しい土地政策が焼畑土地利用システムそのものを転換しようとしている。

シャン州北東部国境地域の少数民族山村の現状

—ビルマ化と中国の狭間で—

吉田実（国際農林業協働協会）

はじめに

シャン州北東部国境地域は中国雲南省と接する標高 400m～2400m の山間地域で、シャン族、パラウン族、カチン族、中国系民族、リス族等の民族がモザイク状に分布しており、自然環境に加え民族文化の多様性が比較的大きな地域である。

ビルマ独立以降、同地域の山村は武装した少数民族組織が中央政府に抗しながら、非合法ビジネス（麻薬、密輸）を財源とし地域を支配してきた。1989 年～1991 年に中央政府との停戦和平交渉の後、主要な武装組織には「特別区」として一定の自治権が与えられた。中央政府（軍事政権）は国境地域での統治を進めていったが、依然としてビルマ族とその文化・価値観を中心に据える政府への不信感は強かった。しかし、2000 年代半ばの厳しいケシ統制を契機に中央政府の行政支配は強まっていった。2009 年には各少数民族武装組織に対する国境警備隊へ編入圧力が高まり、武装組織の支配も弱まった。2011 年 3 月、民政移管後は、新たなミャンマー行政機構へ組み入れられていった。

本講演では、演者が国際協力機構（JICA）専門家として国境地域へ渡航した 1999 年～2017 年の国境地域（Kyaukse、Muse、Laukai、Lashio 県）山村の状況変化を報告する。

1. 山村の生活と中国への経済的依存

同地域山村住民にとって生計の柱は農業である。水田がある地域では水稻を、畑地では陸稲、トウモロコシ、チャ、非合法ケシ栽培を中心として生計を営んできた。政府の“域内食糧自給”方針で政府推奨品種を用いた水稻増産計画がトップダウンで進められたが農家は在来種や中国産品種を栽培し続け、一部を除き定着はしなかった。

ケシ栽培統制が本格化した 2000 年代半ばには中国向け輸出用のサトウキビ、トウモロコシへの転換が進み、経済的依存は年々大きくなっている。急激な農地拡大と単一化は農業の脆弱性に繋がると懸念の声も聞かれる。一方、ケシ栽培が行われてきた僻地山村は、安定した代替生計手段が得られず経済的困窮から、中国・タイ・他の国境地域（ケシ栽培地、カチン州の鉱山）へ働き手の出稼ぎ流出が進み、山村共同体の弱体化に繋がっている。出稼ぎ先で人身取引や薬物乱用に巻き込まれる例も多い。

2. 中央政府行政の浸透

これまで国軍の軍管区司令官、地域司令官が事実上の行政トップでもあり開発行政をリードしてきたが、2011年3月の民主化以降は、軍が開発現場へ干渉することは少なくなり、シャン州地方政府の監理下で内務省総務局（GAD）が行政トップとして各省庁出先機関を束ねる体制が確立した。またテインセイン政権は2015年までの貧困率半減を目標に「地方開発・貧困削減アクションプラン」を策定し、地方部開発への重視を行い、国境地域においても道路・電気・給水インフラ、学校、診療所の建設が進みつつある。同時に行政側の意識も“トップダウンからボトムアップの開発”、“地元の市民組織／民間との連携”を目指すようになり、住民と行政官とのインタラクティブな接触機会が増えている。課題はまだ多いものの、山村に対する行政サービスの浸透と行政官の意識変化は少数民族にとって“ビルマ化の受容”を促していると思われる。

3. 国境地域発展の阻害要因

民主化後に激化した武装組織と国軍との衝突は、住民への直接被害、武装組織による徴兵・徴発、経済活動の停滞等、シャン州北東部国境地域の発展に大きな影を落としている。